

令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療支援 協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅において療養する者又は高齢者施設等や県が運営する宿泊療養施設など施設内で療養する者（以下「自宅療養者等」という。）に迅速な医療を提供するため、自宅療養者等に往診、訪問診療、オンライン診療又は訪問看護（以下「往診等」という。）を実施する医療機関及び訪問看護事業所（以下「協力医療機関等」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療支援協力金（以下「協力金」という。）を交付する。

(協力金の額)

第2条 協力金の額は、下表に定めるとおりとする。

実施内容	実施場所	協力金の額
1 往診又は訪問診療	自宅	1回あたり 30,000 円 ただし、自院の看護師が往診または訪問診療に帯同した場合、1回あたり 40,000 円を支給する。
	施設	1日あたり 60,000 円 ただし、自院の看護師が往診または訪問診療に帯同した場合、1日あたり 80,000 円を支給する。
2 オンライン診療	施設	1日あたり 15,000 円
3 訪問看護	自宅	1回あたり 20,000 円
	施設	1日あたり 40,000 円

(協力金の交付申請及び請求)

第3条 協力医療機関等は、協力金の交付を受けようとするときは、令和4年度新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療支援協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(協力金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書兼請求書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力金の交付を決定し、速やかに協力金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に通知するものとする。

- 2 規則第13条に規定する実績報告は、前条の申請書兼請求書の提出をもって代えるものとする。
- 3 第1項の交付決定をもって、協力金の額を確定したものとみなし、協力金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第5条 知事は、第3条の申請書兼請求書の内容に虚偽があった場合には、交付の決定を取り消し、期限を定めて、交付対象者に協力金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第6条 交付対象者は、協力金に係る証拠書類を整備し、交付決定の日の属する年度の翌年度から起

算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。